

## 短期入所生活介護重要事項説明書

（令和 8年 6月 1日 現在）

### 1 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話 043-424-5211 （午前9時～午後5時まで）

担当 長谷部 健二

※ご不明な点は、なんでもおたずねください。

### 2 セイワ若松の概要

#### (1) 提供できるサービスの種類と所在地

施設名称	セイワ若松ショートステイサービス
所在地	千葉市若葉区若松町792-1
介護保険指定番	短期入所生活介護（千葉県指定 No.1270400235）

#### (2) 同施設の設備の概要

人 員	6 名	静 養 室	1 室	
居 室	4人部屋	10室	医 務 室	1 室
	2人部屋	7 室	食 堂	2 室
	個 室	2 室	機能訓練室	1 室
浴 室	一般浴槽・中間浴槽 特殊浴槽があります			

#### (3) 同事業所の職員体制

- ・管理者 1名 （本体施設と兼務）  
事業所の従事者の管理、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元に行う。
- ・医師 1名 （非常勤 1名以上、本体施設と兼務）  
利用者に対して、健康管理及び療養上の指導を行う。
- ・生活相談員 1名以上 （常勤職員1名以上、本体施設と兼務）  
利用者の生活相談、処遇の計画や実施等を行う。
- ・介護職員 19名以上 （常勤換算19名以上、本体施設と兼務）  
利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。
- ・看護職員 2名以上 （常勤換算2名以上、本体施設と兼務）  
利用者の保健衛生並びに看護業務を行う。
- ・管理栄養士 1名以上 （常勤1名、本体施設と兼務）  
食事の献立作成、栄養計算、利用者に対する栄養指導を行う。
- ・機能訓練指導員 1名以上 （常勤職員1名以上、本体施設と兼務）  
日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止する為の訓練を行う。
- ・介護支援専門員 1名以上 （常勤職員1名以上、本体施設と兼務）  
施設サービス計画の作成等を行う。
- ・事務職員 2名以上 （常勤職員2名以上、本体施設と兼務）  
必要な事務を行う。

- ・調理員・その他の職員 (実情に応じた適当数) 必要な業務を行う  
 ※調理員は、調理業務の全部を委託する場合は調理員を置かないことが出来る。

- 3 サービス内容
- |      |       |          |           |
|------|-------|----------|-----------|
| ①食 事 | ④機能訓練 | ⑦栄養管理    | ⑩レクリエーション |
| ②入 浴 | ⑤生活相談 | ⑧特別食の提供  |           |
| ③介 護 | ⑥健康管理 | ⑨理美容サービス | 等         |

#### 4 利用料金

##### (1) 介護保険給付サービスによる料金

- ①基本料金 別紙、料金表の通り
- ②その他の加算 (ご利用された場合)  
別紙、料金表の通り

##### (2) 介護保険給付対象外サービスの料金

- ①食費 (材料費、調理費)、滞在費 (光熱水費及び室料)  
別紙、料金表の通り
- ②その他 (ご利用された場合)  
行事参加費、理美容費、クラブ活動材料代は別途料金がかかります。

##### (3) キャンセル料

入所前にお客様のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

①入所前の前日午後5時までにご連絡いただいた場合	無料
②入所前の当日午後5時までにご連絡いただいた場合	当該基本料金の20%

##### (4) 利用中の中止

利用途中にサービスを中止して退所する場合、退所日までの日数をもとに計算します。

※以下の事由に該当する場合、利用途中でもサービスを中止する場合があります。

- ・利用者が中途退所を希望した場合
- ・入所日の健康チェックの結果体調が悪かった場合
- ・利用中に体調が悪くなった場合
- ・他の利用者の生命または健康に重大な影響を与える行為があった場合

##### (5) 支払方法

利用月の料金の合計額を、短期入所生活介護請求書に明細を付けて翌月の10日までに通知しますので翌月20日に口座自動引落にて支払いをお願いします。

お支払いいただきますと、利用者に対し領収書を発行します。  
お支払方法は、口座振替とさせていただきます。

## 5 サービスの利用方法

### (1) サービスの利用申し込み

まずは、お電話でお申し込みください。

ご利用期間決定後、契約を締結いたします。なお、ご利用の予約は2ヶ月前からできます。居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

### (2) サービス利用計画の終了

#### ① 利用者の都合でサービス利用計画を終了する場合

実際に短期入所生活介護をご利用中でなければ、文書でのお申し出により、いつでも解約できます。この場合、その後の予約は無効となります。

#### ② 自動終了

① 利用者が介護保健施設または認知症対応型共同生活介護施設に入所した場合

② 介護保険給付でサービスを受けている利用者の要介護認定区分が非該当（自立）と認定された場合

③ 利用者が死亡、または被保険者の資格を喪失した場合

この場合に限り、予約を有効にしたまま、契約条件を変更して再度契約することができます。

④ 利用者が、サービス料金の支払いを1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、7日以内に支払われない場合、利用者やそのご家族などが当施設や当施設の従業員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合、または、やむをえない事情により施設を閉鎖もしくは縮小する場合は30日前までに文書で通知することにより、サービス利用契約を終了させていただくことがございます。なお、この場合、契約終了後の予約は無効となります。

## 6 当施設の短期入所生活介護サービスの特徴等

### (1) 事業の目的

社会福祉法人清和園が開設するセイワ若松ショートステイサービス（以下「事業所」という。）が行う指定短期入所生活事業（以下「事業」という。）の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者や従業員が、要介護状態にある高齢者に対し、適切なサービスを提供する事を目的とする。

### (2) 運営の方針

利用者の個人としての尊厳性への尊重を可能性の開発、生きがいの持てる健全で安らかな生活が保障されるよう、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、全職員の共通認識とし、サービ

ス計画に基づき、機能訓練および、必要な援助を懇切丁寧に行う事を旨とし、信義誠実をもってサービス提供することを運営方針とする。

### (3) 施設利用に当たっての留意事項

- ・面会
- ・施設外での受診
- ・設備、器具の利用
- ・飲酒、喫煙
- ・ペット
- ・所持品の持ち込み
- ・金銭、貴重品の管理
- ・外出、外泊
- ・宗教活動

## 7 緊急時の対応方法

ご利用者に様態の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。

## 8 事故発生時の対応

### (1) 当該入所者への対応

事故発生時は、当該入所者の安全を最優先として、緊急時マニュアルに沿って対応する。

### (2) 事故状況の記録

この状況及びその後の経過について記録する。

### (3) 報告

サービスの提供により事故が発生した場合には、当該入所者の家族、県等に報告する。

### (4) 損害賠償

サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

## 9 非常災害対策

- ・防災時の対応
- ・防災設備 全館
- ・防災訓練 年4回全職員を対象とした防災訓練を実施します。  
また、地域住民や関係機関等を交え、所轄消防署との連携及び避難、救出訓練等の実施を行います。
- ・防火責任者 長谷部 健二

## 10 虐待防止に向けた体制

虐待防止に向け、職員に対しての研修を実施します。

### 11 身体拘束の適正化

身体拘束等適正化のため、職員に対して研修を実施します。

身体拘束等を行う場合、心身の状況並びに緊急時やむを得ない理由を記録します。

### 12 業務継続計画

感染症や非常災害時において、サービスを継続的に提供するために早期の業務再開の計画を策定し、計画に従い実施します。

職員に対しても計画について周知するとともに、研修及び訓練を実施します。

1.3 衛生管理及び感染症対策

設備の衛生管理、感染症の発生、まん延防止に努めます。

職員に対して、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的を実施します。

1.4 サービス内容に関する相談・苦情

① 当施設ご利用者相談・苦情担当

担当 長谷部 健二 お客様サービス係 電話番号 043-424-5211

② その他

当施設以外に、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

市町村名

担当

電話番号

1.5 第三者による評価の実施状況

第三者による評価の実施状況	1.あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1.あり 2.なし
2.なし			

1.6 当法人の概要

名称・法人種別

社会福祉法人 清和園

代表者役職・氏名

理事長 清水 一人

本所在地

千葉県若葉区若松町792-1

電話番号

043-424-5211

定款の目的に定めた事業

- (1) 養護老人ホーム
- (2) 特別養護老人ホーム
- (3) 老人短期入所事業
- (4) 老人デイサービス事業
- (5) 老人居宅介護等事業
- (6) 老人介護支援センター
- (7) 居宅介護支援事業
- (8) 地域包括支援センター
- (9) ケアハウス
- (10) 高齢者生活支援ハウス
- (11) 認知症対応型共同生活介護
- (12) 介護予防支援事業
- (13) 障害福祉サービス事業
- (14) その他これに付随する業務

施設・拠点・事業等	養護老人ホーム	1ヶ所
	特別養護老人ホーム（従来型）	5ヶ所
	特別養護老人ホーム（ユニット型）	3ヶ所
	地域密着型特別養護老人ホーム	1ヶ所
	短期入所生活介護	6ヶ所
	通所介護	5ヶ所
	認知症対応型通所介護	1ヶ所
	居宅介護支援	4ヶ所
	ケアハウス	1ヶ所
	地域包括支援センター	2ヶ所
	特定施設入居者生活介護	1ヶ所
	生活支援ハウス	1ヶ所
	認知症対応型共同生活介護	1ヶ所
	訪問介護	1ヶ所
	障害者グループホーム	1ヶ所
	日中一時支援事業	1ヶ所
	共生型生活介護事業	2ヶ所

令和      年      月      日

短期入所生活介護ご利用に当たり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要事項を説明しました。

（事業者）〈所在地〉 千葉県若葉区若松町792-1  
 〈事業者名〉 社会福祉法人 清和園  
 セイワ若松ショートステイサービス 印  
 （千葉県指定No. 1270400235）

〈説明者〉 所属  
 氏名 印

私は、契約書および本書面により事業者から短期入所生活介護について重要事項の説明を受けました。

（利用者）住 所  
 氏 名 印

（代理人）住 所  
 氏 名 印